

議 長	それでは、会議を再開を致します。 (午後1時00分)
々	これより、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。
8番 圓山議員	<p>通告順に従いまして、一般質問を致します。</p> <p>まず、1番目に「集落の再編・自治会の再編について尋ねる」ものであります。限界集落などを踏まえて今後、集落の活動が難しくなる可能性が感じられる今、集落の再編等行政としての区割りを考える必要があると感じておりますが、如何でしょうか。農業センサスなどでは既に廃止「統合」になった集落もあり、他の地域で同じような処理がされているところはないか、併せて尋ねるものであります。</p> <p>2番目に「島根県在住の県外車ナンバーに変更を」という事が、先般の新聞報道の中にありました。それに併せて川本町内に該当するような事例はないか、もしあるとすれば、それに対して適切な指導をされているか尋ねるものであります。以上。</p>
議 長	圓山議員の質問のうち、1項目めの「集落の再編・自治会の再編について尋ねる」に対する答弁をお願い致します。番外左田野政策推進課長。
番外左田野 政策推進課 長	<p>失礼します。8番圓山議員の「集落の再編・自治会の再編について尋ねる」について、答弁させていただきます。急速に進む、過疎化、少子高齢化などの影響によりまして、中山間地域においては、集落機能の維持が難しくなってきたところがございます。町内でも、これまで集落等で行ってきかれた葬儀も葬祭事業者などに委託されるなど、これまで集落などで行われてきた行事が行えなくなった例もあるのではないかと感じておるところでございます。そのため、川本町としましては集落支援員や、地域おこし協力隊を配置するなどして、集落対策に関する取り組みを始めているところがございます。その中で、三原地域をモデル地区として、地域全体を対象としたアンケート調査を行い実態把握を行ってきております。又、その結果を今後、町内全体で検討などを行う際の資料としたいとも考えております。又、自治会長さんや自治会役員さんなどを対象に、中山間地域の集落を取り巻く現状などに対する講演会や、意見交換会を開催するなど、地域としてもこれらの問題について考えていただけるきっかけ作りも初めて来ているところがございます。ただ、それぞれの集落などにはそれぞれの歴史もありまして、集落の再編につきましては、そういった問題につきましては行政が何かの物差しをもって一方的に進めるようなことではないと考えております。様々な機会を通じまして、地域でも集落のこれからなどについて、考えていただくとともに、行政としましては、住民の皆さんが幸せに暮らし続けて頂くために、集落機能の維持などについて一緒に考えていきたいと考えております。</p>

番外左田野
政策推進課
長

又、農業センサスの集落の廃止統合等と言うことでございますが、議員ご指摘の件は、5年ごとに実施される統計調査、農林業センサスにおける調査区の見直しのことではないかと思っております。5年ごとに実施されます農林業センサスについては、直近では2010年に実施された訳ですが、調査区の見直しは、調査のたびに行われてきております。近頃は農家戸数の減少等によりまして、見直しのたびに調査区の統合を実施している状況でございます。ただ、これは農林業センサスのための調査区の区割りであり、この調査区の統合等によりイコール集落の減少という事というふうには捉えてはおりません。以上でございます。

議 長

ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

これもやっぱり同じ新聞の記事からちょっといろいろ考えさせていただいて質問している訳でございますが、先般の7月12日、それ以前にありました島根県内で82集落が消滅したという記事をご覧になった方がいらっしゃると思います。その中に川本町も1つの自然消滅した集落があると、私はどうか分かりませんが、というふうな記事があったと思います。確かにどんどん自然に消滅をする、楽が出来るからといって移転して無くなる、そういう問題ではなくて、一軒ずつ減っていく。午前中に同じような質問がありましたのであまり言うつもりはありませんが、ただ私たちの住んでいる膝元、私の住んでいる膝元を見ますと戸数が12戸、その中で夫婦でいる家庭が3戸、車を運転される家が4軒、後は皆、独居であり、空いている家である。ところが家をカウントする場合は全部カウントするんですからね。空き家であろうと、そこに住んでいなくても。実際に住んでいるのは何人か言ってたら可成り少ないです。そうした中に同じ1つの区として自治会に課せられた道路の掃除であるとか、草刈りであるとか、そういうのも本当に大変になっていく、これは事実であります。そうしますと、そのしわ寄せは何処へ行くのかといいますと、その集落の中の若い人。自慢じゃありませんが私が一番若いんです、はい。いろんな意味でしわが寄ってくるんですね。だから町道の草刈り等々もやっぱり先に立ってやらなくちゃいけない、その人数を把握していくと実際には動ける人間は4人しかいない。後は皆ご婦人の方であるとか、そういう実態なんです。それは偶々、私の目の前ですから私がそういうふうに具に数字で言えますけども、同じ類似したような地域というのは僕は随分あると思います。それで自治会の再編と言いましたけども、例えば1つの自治会の中で300戸の自治会もあるでしょうし、10何戸の自治会もあるでしょう。川本町の中で自治会長が31人いる訳ですからね。そうするとやはり旧自治会の名前を残して集約するという話もありましたが、人口構成100人単位を1つの自治会とするとか、私が場合によっては人口単位が良いと思っております。ですから三原なんかもひとつは1つの自治会で良いんじゃないかと。その中の枝分かれで、また今後作れば良い事であって、

8 番
圓山議員

ただそうした自治会の組織というのは地域住民が決して作ったものではないと思います。当然、行政が町村合併の時に作られたものかなという気がしております。そういう意味で、ある意味、行政が主導権を執って地域でいろんな話し合いをしながらやっていく必要が僕は十分にあるんじゃないかと。この間のいただいた資料の中にもそういう事がちょうど書いてありましたが、そうした状況という問題は一層深刻化する恐れがあります。行政も集落が置かれている現状を把握し云々と書いてあります。先ず行政にそうした地域を一本ずつ一個ずつ把握していただきたい。それからその次にやはり集落支援等々そういう問題が出てくるんでしょうけども、やはり先ず現状を見ていただきたい、現場を見ていただきたい。その事を叩き台にして考えていく必要があるのであらうと私は思っております。それから続いて出ました農業センサス、これは5年6年前ですか、集落活性化で1集落に100万円という助成金がありました。偶々、私のところは2つあったんですね上下（かみしも）で。これはうちの集落は100万ずつ入ると思ってたんですが、実際は2つ一緒にして100万円しか入りませんでした。「それは何で」って聞いたら「あなたの所は農業センサスで1本になっている。上下（かみしも）ありません。」と言われたんです。ですから農業センサスによって集落は変わることはないと思うけれども、その集落が上下（かみしも）が1つになっていたと。それによってその集落活性化、この資金は100万円しか出ませんでした。という事はその時に既に上（かみ）の集落は無くなっているのだからというふうに解釈したのですが、その辺は如何でございましょう。

議 長

番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長

前段で仰いました集落等の再編、又自治会の再編という事ですが、これにつきましては午前中の2番議員さんのお話しにもありましたが、やはり地域性とかあります。現在、午前中の副町長の答弁にもございましたが、3月に一度、自治会長さん、又役員の方を対象にした研修、又10月にも企画しております。こういった中でそれぞれ問題認識をお互いに共通認識を持ちまして、そういった中でいろいろ議論する中で一定の方向性を見出すしかないのかなと行政が画一的にするものではないというふうに考えております。それと集落の先ほどの事業に伴う集落の区割りのところでございますが、こちらの方も少し調べましたが、その当時100万円事業につきましては高齢化比率であるとかそういったところで高齢化率が一定の割合以上の集落が対象になるというようなところだったようでございます。川本町としまして集落の高齢化比率等の比率を持っておりますデータ自体が、その当時から現在の57集落を対象にしたものだけでございまして、そういったものを対象にその当時も集落の区分けをやったというふうに当時の事業担当者の方からも聞いております。そうしますと例えば例に挙げられました田窪自治会管内でありますと、その集落としては古市、上石、中石という、その当時から3つとい

番外左田野政策推進課長 議 長 う事で把握されておまして、そこで対象集落としましては例えば古市であれば古市1つとしてお話しがあったものだというふうに考えております。

8 番 圓山議員。 8 番圓山議員。

8 番 圓山議員 今、具体的にそういうふうに出てきましたので、古市というのは原則、上下（かみしも）2つに分かれているんです。区でいっても5、6、7、8。古市上下（ふるいちかみしも）、中石、上石、5、6、7、8という区割りです。これは集落の形成です。そうした中で、この上下（かみしも）が無くなって古市1本になっています。そうすると田窪の場合は3集落しかない、という解釈になってしまう。だから5区と6区というのは1つだというふうに今、仰っている訳ですね。だから、それはそうじゃないといろんな自治会の分けは5区と6区というのは全部分かれています。ですからおそらく自治会の配布等々に関してはそういうふうな配分になっていると思いますけれども、だから方やこちらではそういう分け方をして、こっちではもう5区と6区は一緒なんだと古市なんだというふうな単位の分け方が、今現在そうされてるんだと私は解釈しておりますが。何れにしてもそれはあの時は65%以上でしたか高齢化率何%。その条件に合わないからって外れているというものではなくて、今言われたのは田窪の場合は古市と中石と上石だと、この3つが集落である。自治会においては古市も上と下がある、5区6区7区8区というふうな分け方。これは自治会の分け方、集落の分け方なんです。ところがその時に限って集落が3つになっている、という事は私は言いたかったんです。それで実際にいろんな事を考えていますと、うちの方も随分空き家も出てきました。家が有っても住んでいない人もいます。カウントしていくと実際は9戸以下っていう感じもするんですけども、ただ数を出すうえにおいては家が有れば当然1軒と数えなければいけない訳ですから。今日、午前中に仰いましたよね、限界集落、崩壊集落、そういうふうな線引き。何軒に対して何%以上という事を仰いましたけども、そのカウントというのは実際に戸数が有り、人間が住んでいてというふうなカウントの仕方なんですか。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野政策推進課長 現在こちらの役場の方で作っております集落とか自治会のデータ、又お話しがありました限界集落、限界的集落、危機的集落といったお話しをする時の区割りにつきましては、先ほど議員のお話にありましたように自治会とかによって呼び方が違うんでしょうが「班」とか「組」という最小単位ではございませんで、もうひとつ上というかそれを括った集落という役場の中ではそういう形で例えば田窪に関しては3つの集落というふうにしてお話しをさせていただいております、その単位で人口集計等もしておりますので、そ

番外左田野政策推進課長 の単位で高齢化率等を出しております。又その時の世帯数等につきましては家の数ではなくて、その集落ごとの住民基本台帳によります世帯数、又は人口数、人口の構成比という事で集計させていただいております。

議 長 再質問ございますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 そういうものが出てくる数字は当然最もであろうと思いますけれども、私が言いたいのはもっと現場を見ていただきたい。現場を見ると、その数字と違うものが出てくる可能性があると思います。はい、それで今、田窪は3集落これはおそらく3集落ではないと思いますが、その辺はどういうふうな。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野政策推進課長 前段お話しがありました現場を見るという事につきましては、先ほどありました研修会、講習会等を開きまして意見交換をしまして、それぞれの意識を高めていくと同時にモデル地区として今、三原地区を対象としましたアンケート調査をさせていただきました。その結果を基に県と一緒に分析作業もしている訳でございますが、そういったもので出てきた問題点を洗い出しながら全町でどういう問題があるのかという事の調査なりを今後して行って、先ほど仰いましたように現状を把握することを行っていきたいというふうに思っております。それぞれ地域によって抱える問題というのは差がある事も想定されますので、そういった地域ごとの差があるとしたらそういった事も含め、又、町全体と共通の課題があるとしたらそういった事が把握出来るような形を取りたいと思っております。集落につきましては、ちょっといろいろ集落とか自治会によっては数え方がいろいろあるのかも知れませんが、町としましては現在、集落・自治会の数としましては31自治会、57集落という事で統計等はそれで行わせていただいております。

議 長 再質問ございますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 何れにしてもしっかりと現場を見ていただいて、今後どうなるであろうという事を想定しながら或る意味で無くなった後はどうなるのだろうということまで想定をしていただいて対処していただきたい。実際に大変なんですから町道の草刈りも1件が10メートルなら良いんですけど100何メートル刈らなくてはいけないとか。だから新聞等を見ますと確かに場所も分かるんです。本当にそういう所だと思います。一人で長い長い町道の草刈りをしなくてはいけないという所も随分出てくるんだろうと思います。そういう事を踏まえてどうすればいいんだろうという事までご検討を願いたい。そうすると旧集落の自治会名っていうのではなくて、どうしても人口がどこが減ってくるのかと言えば、耕地の荒廃と比例するのかどうか山の方からだんだん

8番
圓山議員 耕地も荒れてきます。家の戸数もそちらの方からだんだん減ってきます。そういう事を地図に色分けしていくと実際に分かるんだと思いますけど。そういうものを一つの叩き台にして考えていただきたいと思います。その集落について今うちが3集落と言われるのはちょっと私も未だ腑に落ちません。うちらの場合は1区から始まって1、2、3、4と順番に入ってますからね。そういう意味では数えやすいんじゃないかなと思ってますけども。これは又日を改めて私が特別に個々にお聞きに伺います。終わります。

議 長 以上で、1項目めの「集落の再編・自治会の再編について尋ねる」の質問を終了致します。

々 次に、2項目めの「島根県在住の県外車ナンバーに変更を（新聞報道による）」に対する答弁をお願い致します。番外森口住民課長。

番外森口住
民課長 それでは圓山議員さんの「島根県在住の県外車ナンバーに変更を」について答弁を致します。住所が変われば、自動車も住所変更手続きしなければいけません。その際に、管轄が変わればナンバーも変更しなければいけません。

道路運送車輛法第12条第1項によりますと、『自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠地の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。』と規定されています。ご質問にありました件につきましては、役場又は住民に該当する様な事案は無いかとの質問であります。確認しましたところ該当職員が2名おりました。自動車税は、地方税法に基づき自動車の保管場所の都道府県が課税します。他県ナンバーの自動車税は他県の収入となります。貴重な財源でありますから、町職員として法律を遵守すべきことは当然のことです。自動車税や軽自動車税の車の保管場所の適正な実現に向けて指導して参ります。尚、住民の皆さんにつきましては、県外ナンバーの把握はしておりませんが、川本町から他町や他県への転出、或いは転入される方々につきましては、町の窓口での説明をするとともに、住民の方々にはホームページや広報等により啓発に努めて参ります。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員 新聞の報道では県の駐車場の中に県外ナンバーの車が停まっているというふうな事から発しまして、島根県のナンバーに切り替えるというのを呼び掛けている云々と書いてあります。それでこれは県の職員ですから県税ですね普通車の自動車税は、他県でしたら他県に入りますから島根県へ出来るだけ入るようにしてくれという事だと思うのですが、例えば川本町の中に今2人

8番
圓山議員

いらっしゃるという話でしたけれども、川本町で普通自動車があっても川本町の税金にはなりません。島根県の税金になる。それはそれで当然、島根県で働いているのですから或る意味、良いんだと思いますけども、私は道路運送車輛法で云々と書いてありますが、これはぜんぜん知らなかった、2週間以内にしなくちゃいけない。しかもこれは罰金が科せられると書いてある。実際にこれで罰金を払った人っていうのは実際に知らないんですけども、中には居るのかも知れませんね。もし縦しんば罰金が科せられるような問題であれば、速やかに当然、上司が何らか指導をすべき問題じゃないかなど。それで住民課長が職員の上司になるんですか。担当課長ですか。総務課長ですか。職員に言えるっていうのは、最終的には町長さんが仰るんですか。それでその職員の監督、総務課長がもし「私の仕事だ」と言われるんでしたら総務課長がそうした職員に何とかしないかというふうに指導するっていうのも有って然る可きかと、何方か私は分かりません。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長

ただいまのご質問ですが法令遵守、或いはコンプライアンスの確立、これは一つの企業、或いは役場でも今当然に求められている事であります。これにつきましては組織を挙げて取り組んで参ります。具体的には管理職を通じてそれぞれ職員を指導していきたいというふうに考えております。又は特に今のような事案、本人もこれはコンプライアンス違反じゃないんじゃないかと法令違反じゃないんじゃないかというような事を気付かない場合もあります。これらにつきましては採用時に研修等で徹底する。或いは日常業務の中で管理職が指導していくという体制を徹底していきたいというふうに考えています。

議 長

再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

ありがとうございます。是非そうしていただきたいと思います。それでもうひとつ言いたいのは、そのIターン等々、他府県から来ていただきたい。当然、来ていただいた方は他府県のナンバーで来られます。そういう方にも当然言われるんですよね。これは政策推進課長さんですか。はい。

議 長

番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長

こちらへという事ですか。なかなかそういったところについて今までは説明していない部分が多々あると思いますので、今後の中ではお話しをさせていただければと思います。ただ他県から来られる方なり、町外から来られる方というのはU・Iターンだけではございませんので、先ほど住民課長からもありましたように窓口での広報と言いますか、そういった事も含めて出来

番外左田野 政策推進課 長 議 長	るだけ多くの方にその趣旨が伝わるようにという事は努めて参りたいと思 います。 再質問ございますか。8番圓山議員。
8番 圓山議員 議 長	よろしくお願ひします。終わります。 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了致します。
々	以上をもちまして、本日の本会議の議事日程はすべて終了致しました。
々	本日は、これをもって散会と致します。
々	尚、明日13日の本会議は午前9時30分より開会となりますので、よろ しくお願ひを致します。お疲れ様でございました。 <div style="text-align: right;">(午後 1時26分)</div>

この会議録は、川本町議会事務局長 鉦 英 俊 が記載したもので、その内容
 において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員